（法第十条第一項第一号に規定するデータ）

第十九条　法第十条第一項第一号の公正取引委員会規則で定めるデータは、第十四条各号に規定するデータとする。

（法第十条第一項第二号に規定するデータ）

第二十条　法第十条第一項第二号の公正取引委員会規則で定めるデータは、第十五条各号に規定するデータとする。

（法第十条第一項第三号に規定するデータ）

第二十一条　法第十条第一項第三号の公正取引委員会規則で定めるデータは、第十六条各号に規定するデータとする。

（法第十条第二項に規定するデータ）

第二十二条　法第十条第二項の公正取引委員会規則で定めるデータは、次の各号に掲げる特定ソフトウェアの区分に応じ、当該各号に定めるデータとする。

一　基本動作ソフトウェア　第十四条第一号及び第二号に規定するデータ

二　アプリストア　第十五条第一号及び第二号に規定するデータ

三　ブラウザ　第十六条第一号及び第二号に規定するデータ

（スマートフォンの利用者へのデータの取得等の条件の開示の方法）

第二十三条　指定事業者は、法第十条第二項の措置を講ずるときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　スマートフォンの利用者にとって明確かつ平易な表現を用いて、スマートフォンの利用者が指定事業者によるデータの取得及び使用に関する条件を容易に理解できる内容を記載すること。

二　スマートフォンの利用者による当該指定事業者が提供する法第十条第一項各号に掲げる特定ソフトウェアの利用開始前及び利用中において、いつでも容易に参照可能であること。

三　開示する情報が日本語で作成されていないものであるときは、当該情報の日本語の翻訳文を付すこと。ただし、やむを得ず日本語の翻訳文を付すことができないときは、その開示の時に期限を明示して、当該期限までに当該翻訳文を付せば足りる。

（取得したデータの移転に係る措置）

第二十四条　法第十一条の規定により指定事業者が講じなければならない措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　指定に係る特定ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンの利用者（以下この条から第二十七条までにおいて単に「スマートフォンの利用者」という。）がいつでも次条から第二十七条までに規定するデータ（以下この条において「対象データ」という。）の移転を求めることができるようにすること。

二　スマートフォンの利用者が簡易な操作により対象データを移転することができるようにすること。

三　スマートフォンの利用者が移転を求める対象データを最新の内容に保つとともに、そのフォーマットを一般的に用いられるものにすること。

四　対象データを移転するために要する期間が合理的な範囲を超えないようにすること。